

議案第17号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)  
第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表学校嘱託薬剤師の項報酬の額の欄中「60,000円」を「154,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)			(略)		
学校嘱託薬剤師	1校につき	<u>60,000円</u>	学校嘱託薬剤師	1校につき	<u>154,000円</u>
(略)			(略)		